

## 突然、登録完了!? ワンクリック詐欺に気をつけよう

### 【相談事例】

スマホで無料動画を見ようとして再生ボタンをタップすると、突然画面上に「登録完了。登録料12万円」と表示された。不安になり、あわてて問い合わせ先に電話をしたところ、3日以内に登録料を支払うように言われた。  
(10代男性)

### 【アドバイス】

#### ●支払い義務はありません。

再生ボタンなどをクリックしただけで、登録料を請求される手口を「ワンクリック詐欺」といいます。インターネット上では、入力した契約内容を確認できる画面を用意する義務がサイト運営者にあり、一度クリックしただけでは契約は成立しないので、登録料を支払う義務はありません。

#### ●あわてて業者に連絡してはいけません。

電話をしたことによって、電話番号や名前等の情報が業者に知られてしまい、今後請求の電話がかかる可能性があります。あわてて業者に連絡をとったり、お金を支払ったりしないようにしましょう。

#### ●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。



まもりん

### 相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
予約電話及び電話での相談は戸畑窓口（☎861-0999）へ。

消費者ホットライン ☎188（いちゃや）（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん